

芽室町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等業務委託
事業者選定実施要領

1 目的

この要領は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査に係る業務委託を公募型プロポーザル方式により、受託候補者を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容等

- (1) 名 称 芽室町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等業務委託
- (2) 選定方法 応募者からの提案書をもとに、本業務に適した受託候補者を選定する。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日までとする。
- (4) 予算規模 2,761,000 円（消費税を含む）を上限とする。

3 応募資格

応募資格は、下記をすべて満たすものとする。

- (1) 芽室町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、登録されていない場合であっても申請書等の提出期限までに登録申請をし、町が受理・登録した場合は可とする。
- (2) 芽室町から指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 次に該当する者が法人役員（就任予定者を含む。）にいないこと。
 - ① 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同第2項に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者。
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。
- (6) 公租公課を滞納していないこと。
- (7) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。

4 選定スケジュール

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 公募開始日 | 10月5日(水) |
| (2) 質問締切期限 | 10月11日(火) |
| (3) 質問回答期限 | 10月14日(金) |
| (4) 提案書等提出期限 | 10月21日(金) |
| (5) 選定結果通知 | 10月31日予定 |

5 質問受付期間及び回答

本実施要領の内容について質問がある場合は、書面（様式はA4判任意）により行うものとし、電子メールで受け付ける。

(1) 受付期間

令和4年10月11日(火)まで

(2) 質問に対する回答

回答は順次質問者に対して電子メールで送信する。また、質問や回答の内容について、質問者を非公表とした上で芽室町ホームページにおいて公表する。なお、電話または口頭による照会等には対応できない。

(3) 送信先

芽室町役場 高齢者支援課介護保険係 h-kaigo@memuro.net

6 公募期間及び応募申込方法

(1) 公募期間

令和4年10月21日(金)まで

(2) 提出書類及び提出部数

応募申込書兼誓約書（別紙）に必要事項を明記の上、以下に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- ① 企画提案書 任意様式（A4規格） 正本1部及び副本（写し）5部

※企画提案書は任意様式で構いませんが、次頁に掲げる評価項目・基準に基づく企画提案書を作成すること。

- ② 事業所概要 任意様式（パンフレット可） 1部

- ③ 事業所受託実績 任意様式（他自治体での介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の受注実績：業務名・実施年・発注者名） 1部

- ④ 見積書 任意様式 1部

(3) 応募方法

持参または郵送

(4) 応募先

〒082-8651 河西郡芽室町東2条2丁目14番地
芽室町役場 高齢者支援課介護保険係

7 受託者の決定等

(1) 審査・選定方法

ア 受託候補者を選定するため、本町で設置する審査委員会において書類審査を行うこととする。

イ 応募者が1事業者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

(2) 評価項目・基準

次の評価基準に基づき書類審査を行い、最も得点の高い事業者を受託予定者とする。但し、最も得点の高い事業者が2以上あるときは、審査委員会において協議の上、受託予定者を決定する。なお、受託予定者が辞退その他の理由で契約を締結できない場合は、次点の者を新たな受託予定者とし、契約交渉を行う。

評価項目	評価基準
企画提案内容	当該業務に関連する法令等について理解し、国の方針などを正確に把握しているか。
	本町の高齢者の現状や特性、課題を把握し、これらを踏まえた分析及び考察する提案をしているか。
	図表等を用い、見やすく理解しやすい報告書の作成を提案しているか。
	企画提案内容に説得力があり、実現性が高いか。
	本町の定める仕様書にない有用な独自提案がみられるか。
見 積 額	積算根拠が示され、予算規模内の見積金額を提示しているか。

(3) 審査結果の通知等

審査結果については、応募者全員に書面により通知する。また、審査結果についての異議申立、質問、説明請求、意見等は受け付けない。

(4) 再委託の禁止

受託者は、原則、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、芽室町が承認した場合には、業務の一部を委託することが出来る。

8 その他

- (1) 応募に関して必要な費用は、事業者負担とする。
- (2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (3) 提案は、一事業者につき一つのみとする。
- (4) 提出された書類の返却は行わない。
- (5) 一度企画提案書を提出し、後にこれを辞退する場合は、提案書等提出期限までに辞退届（任意様式）を提出すること。